

日本ペインクリニック学会利益相反申告基準一覧

申告対象者および申告時期・期間

申告者	申告時期	対象となる期間
代表理事、副代表理事、事務局長、理事、特任理事、 監事、特任評議員、各種委員会委員長、 各種ワーキンググループ長	就任日	就任日より遡って3年間および その後は前年分
評議員、学術集会会長	立候補時	立候補日より遡って3年間および その後は前年分
	就任日 評議員のみ	就任日より遡って1年間および その後は前年分
支部学術集会会長	選出日	選出日より遡って3年間および その後は前年分
各種委員会委員 ワーキンググループ員	就任日	就任日より遡って3年間および その後は前年分
学会誌投稿者 (すべての投稿及び原稿依頼、共著者も含む)	論文投稿日	論文投稿日より遡って3年間
学術集会及び公開講座等での発表者 (企業共催等も含む全ての発表、共同演者も含む)	演題登録日	演題登録日より遡って3年間

※申告者と生計を一にする配偶者も対象となります

※学術集会の共催セミナーで発表当日に謝礼の支払いがある場合には事前に自己申告書を提出すること

※申告された個人データの管理は事務局にて5年間保管とする

個人の利益相反の開示項目と基準額（申告書A・B）

申告項目	開示基準額区分		
	金額区分A	金額区分B	金額区分C
1. 役員・顧問職・社員等の報酬	100万円以上	500万円以上	1000万円以上
2. 株の保有とその株式から得られる利益	100万円以上、5%以上の公開株式の保有	500万円以上	1000万円以上
3. 特許権使用料・譲渡料	100万円以上	500万円以上	1000万円以上
4. 講演料など	50万円以上	100万円以上	200万円以上
5. 原稿料など	50万円以上	100万円以上	200万円以上
6. 研究費	100万円以上	1000万円以上	2000万円以上
7. 奨学寄附金	100万円以上	500万円以上	1000万円以上
8. 寄附講座	実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた年間総額100万円以上		
9. 旅行・贈答品など	5万円	20万円以上	50万円以上
10. 配偶者の利益相反	上記に準ずる		

組織の利益相反の開示項目と基準額（申告書C）

申告項目	開示基準額区分		
	金額区分A	金額区分B	金額区分C
1. 受け入れ研究費	1000万円以上	2000万円以上	4000万円以上
2. 奨学寄附金	200万円以上	1000万円以上	2000万円以上